

次期・一般廃棄物処理基本計画 素案

目次

1. 計画策定の基本的事項
2. ごみ処理の現況
3. 前計画の総括
4. ごみの現状
5. ごみ処理の将来像
6. 目標達成に向けた施策
7. ごみ処理の方向性
8. 食品ロス削減の推進
9. 生活排水処理

1 計画策定の基本的事項

計画の位置づけ

- ・本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃棄物処理法）という。）第6条1項の規定に基づき策定するものです。また、国や兵庫県等の関連計画との整合を図るとともに、「神戸市総合基本計画」、「神戸市環境マスタープラン」、「神戸市温暖化防止実行計画」などの関連する本市の諸計画とも整合を図ります。
- ・「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」としても位置付けるものとします。

一般廃棄物処理基本計画策定の背景・目的

- ・近年、地球温暖化の影響による自然災害の激甚化や海洋プラスチックごみによる生態系への影響などの環境問題が深刻化していることから資源を有効に活用して廃棄物を減らし、温室効果ガスの発生抑制を図るとともに環境への負荷を低減する「循環型社会」への変革が必要となっています。
- ・また、一人ひとりがライフスタイルを見直し、少子高齢化の進展や、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応した、持続可能な循環型社会の実現に向けて、更なるごみの減量化やリサイクルの取組を進めるとともに、脱炭素社会の実現、循環経済への移行に向け、市民・事業者の意識や行動の変容を促し、より一層の理解・協力を得てごみの減量・資源化に取り組んでいく必要があります。
- ・このような状況を踏まえ、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」を改定するものです。

1 計画策定の基本的事項

計画期間

2026(令和8)年度から2035(令和17)年度までの10年間

計画の対象区域

本市全域

計画の対象とする一般廃棄物

- ①家庭系ごみ（家庭から排出されるごみ）
- ②事業系ごみ（事業活動等に伴い排出されるごみ）
- ③生活排水

2030（令和12）年度以降、芦屋市の可燃ごみ（①・②）の広域処理を開始します。

1 計画策定の基本的事項

国・県の動向

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などにより、持続可能な社会づくりへの取組みが進み、最新の「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、「循環経済」への移行を国家戦略として位置づけています。

県は、「兵庫県資源循環推進計画」においてサーキュラーエコノミーへの移行、プラスチック資源循環の促進、廃棄物・資源循環分野のカーボンニュートラルの促進など、プラスチック対策、温暖化対策、循環経済を打ち出しています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律〔2019(令和元)年10月〕

本来食べられるのに廃棄される食品（＝食品ロス）を削減するため、消費者・事業者・行政など多様な主体が連携して、社会全体で取り組むことを目的に制定されました。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律〔2021(令和3)年6月〕

プラスチックごみの流出による海洋汚染や生態系への影響などが世界的に問題となっており、プラスチック製品の製造から廃棄まで、ライフサイクル全体での資源の循環に取り組むことを目的に制定されました。

●第五次循環型社会形成推進基本計画の策定〔2024(令和6)年8月〕

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を進めることが示されました。

循環型社会の将来像

資源循環に配慮した消費行動

適量購入、繰り返し使用・耐久性に優れた商品の選択、再生利用が容易な商品の選択、リサイクル製品の優先購入等

メンテナンス・リペア

リデュース・リユース・リサイクル

製品の有効活用

ストックを有効活用しながらサービス化や付加価値の最大化を図るビジネスモデルが推進

情報開示

環境価値に関する表示を伴った多様な選択肢が提供され、消費者のライフスタイル転換を促進

シェアリング・リース

分別の徹底

拠点回収・店頭回収や工場等での生産端材の回収を含め、適切かつ積極的な分別回収が促進

環境配慮設計

分解しやすい、リサイクルしやすい、単一素材を使用するなど、製品等の設計段階における環境配慮が徹底

収集運搬

高齢化世帯の増加にも対応した廃棄物収集運搬システム的设计・実装が促進

リサイクル

廃棄物処理

天然資源の消費抑制

循環資源や再生可能資源の割合をできるだけ高め、天然資源を利用せざるを得ない場合には環境負荷の少ない調達先を選択

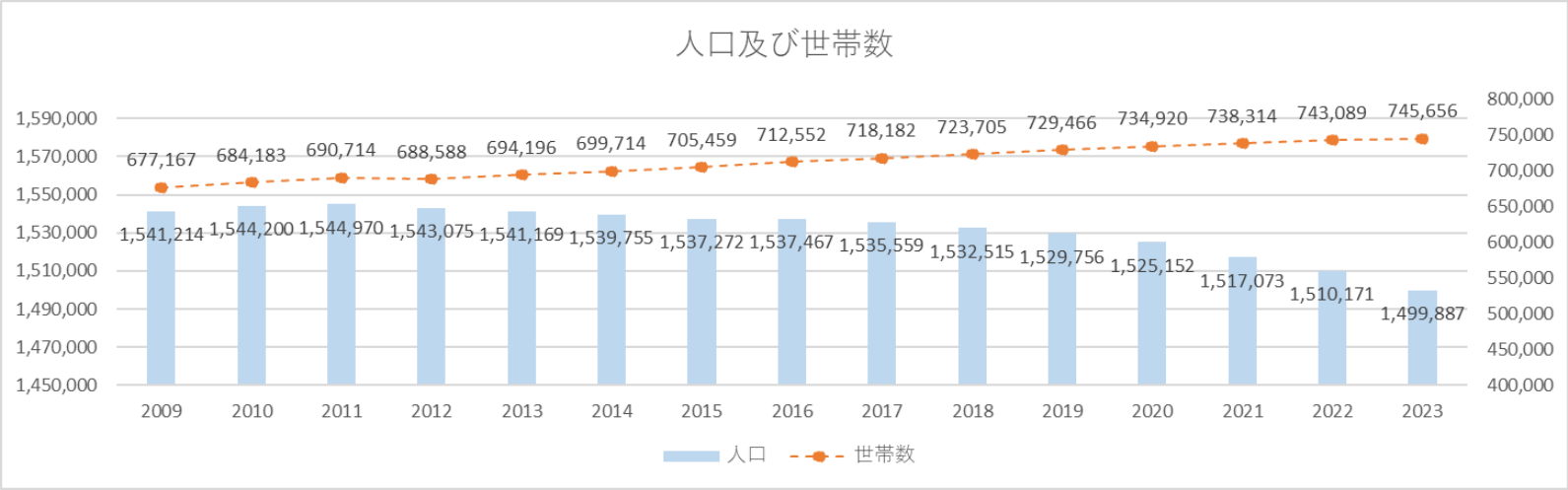
バイオプラスチック普及のための技術開発や資源回収を最適化するための高度な破碎・選別技術の開発が進展

再資源化もエネルギー回収もできないモノのみ減量化等の中間処理を行った上で最終処分

2 ごみ処理の現況

社会環境（人口及び世帯数）

人口は2011(平成23)年の154.5万人をピークに減少する一方、世帯数は増加しています。



社会環境（事業所数）

事業所数・従業員数は2009(平成21)年から2021(令和3)年にかけて減少しています。
産業別では、卸売業・小売業が事業所数・従業員数とも最も多くなっています。

事業所数(表2-1-1)

	2009年	2021年
全産業（公務を除く）	72,748	62,228
農林漁業	72	109
鉱業，採石業，砂利採取業	5	1
建設業	4,228	3,726
製造業	4,623	3,550
電気・ガス・熱供給・水道業	38	69
情報通信業	935	850
運輸業，郵便業	2,406	2,089
卸売業，小売業	19,676	15,233
金融業，保険業	1,056	946
不動産業，物品賃貸業	6,017	5,161
学術研究，専門・技術サービス業	3,321	3,566
宿泊業，飲食サービス業	12,339	8,842
生活関連サービス業，娯楽業	5,698	4,608
教育，学習支援業	2,332	2,379
医療，福祉	5,095	6,305
複合サービス事業	271	225
サービス業(他に分類されないもの)	4,636	4,569

従業員数(表2-1-2)

	2009年	2021年
全産業（公務を除く）	741,814	725,828
農林漁業	676	992
鉱業，採石業，砂利採取業	28	6
建設業	33,268	27,793
製造業	91,554	83,388
電気・ガス・熱供給・水道業	1,723	2,215
情報通信業	16,826	16,111
運輸業，郵便業	57,048	51,966
卸売業，小売業	170,131	152,798
金融業，保険業	16,723	16,849
不動産業，物品賃貸業	23,506	23,919
学術研究，専門・技術サービス業	22,207	28,520
宿泊業，飲食サービス業	89,854	67,776
生活関連サービス業，娯楽業	33,046	26,216
教育，学習支援業	31,015	33,997
医療，福祉	83,934	111,008
複合サービス事業	2,587	3,040
サービス業(他に分類されないもの)	67,688	79,234

2 ごみ処理の現況

家庭系ごみ

家庭系ごみは、資源物として缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックの他、燃えるごみ、燃えないごみ、カセットボンベ・スプレー缶、大型ごみの6分別としています。（表1.1.1）

市が規格のみを定める単純指定袋制度を導入しています。

原則、クリーンステーションへ排出されたごみを収集していますが、大型ごみは有料とし、事前申込みによる個別収集を行っています。

（表1.1.1）

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回収	収集の方法	搬入先
缶・びん・ペットボトル	神戸市全域	市（直営）	週1回	市が収集しているごみ集積場（クリーンステーション）を活用した定点方式	市の資源化選別等処理施設又は中継施設
容器包装プラスチック		市（直営）	週1回		市の中継施設
燃えるごみ		市（直営又は委託）	週2回		市の焼却施設又は市の中継施設
燃えないごみ		市（直営）	月2回		市の破碎施設又は市の中継施設
カセットボンベ・スプレー缶		市（直営）	月2回	大型ごみ受付センターへの事前申し込みにより受付センターが指定した方法	民間の破碎施設
大型ごみ		市（委託）	随時		市の破碎施設又は市の中継施設

事業系ごみ

事業系ごみは3区分（可燃ごみ、粗大(不燃)ごみ、資源ごみ（缶・びん・ペットボトル））としています。（表1.1.2）

市のごみ処理手数料を袋の販売価格に上乗せする有料指定袋制度を導入しています。

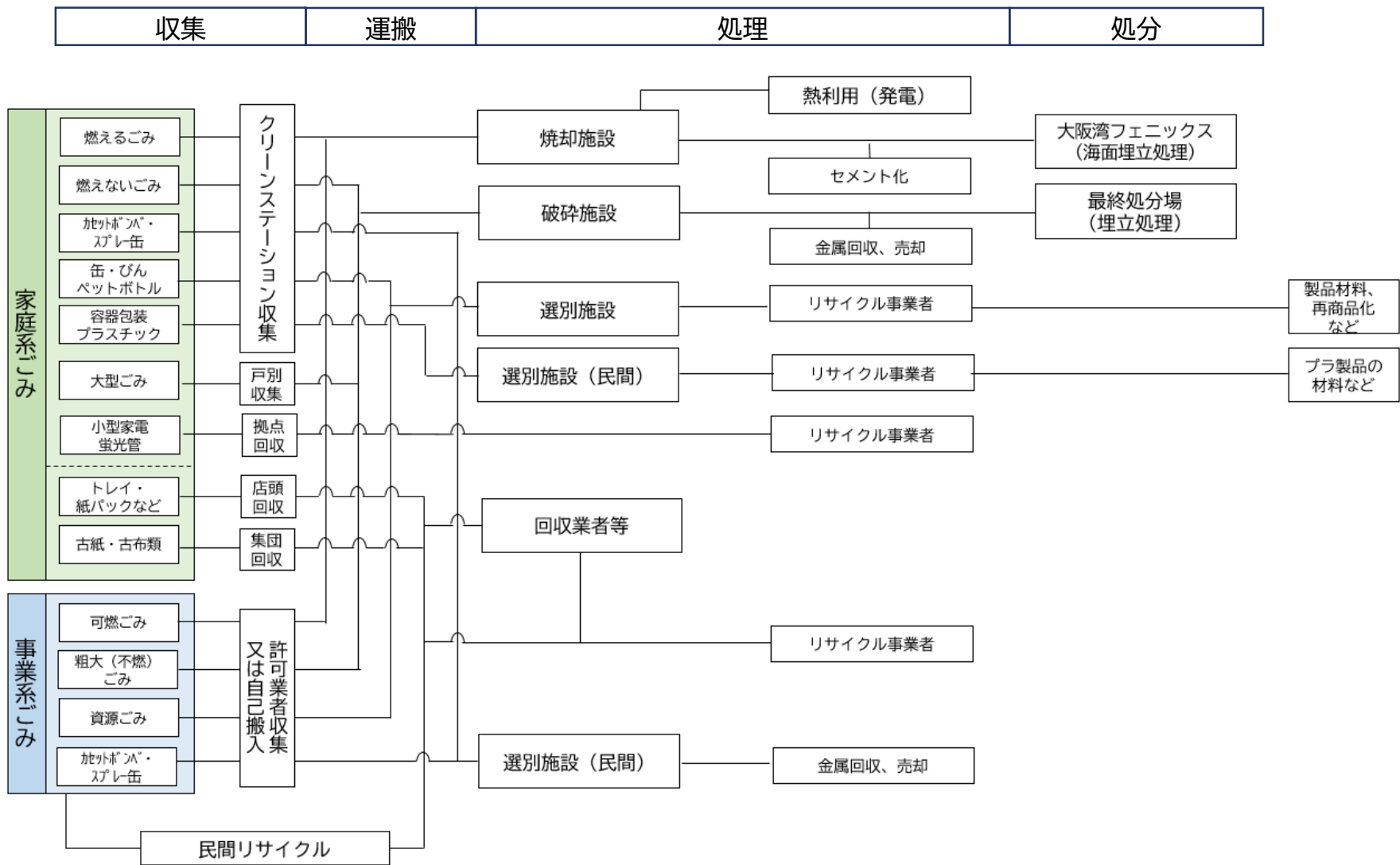
自己搬入もしくは許可事業者による収集運搬により、市の処理施設で受け入れています。

（表1.1.2）

一般廃棄物の種類	収集区域	収集・運搬体制	収集回収	収集の方法	搬入先
可燃ごみ （可燃物で一辺がおおむね50cm以下のもの）	神戸市全域	一般廃棄物収集運搬許可業者又は自己搬入	許可業者との契約による	許可業者との契約による	市の焼却施設若しくは、市の中継施設又は民間が設置する資源化施設
粗大（不燃）ごみ （可燃物のうち一辺がおおむね50cmを超えるもの、不燃物又は不燃物及び可燃物からできているもの）					市の破碎施設又は民間の資源化施設
資源ごみ （缶・びん・ペットボトル）					市の資源化選別等処理施設
カセットボンベ・スプレー缶		一般廃棄物収集運搬許可業者			民間の破碎施設

2 ごみ処理の現況

処理フロー



2 ごみ処理の現況

ごみ処理施設の配置と概要

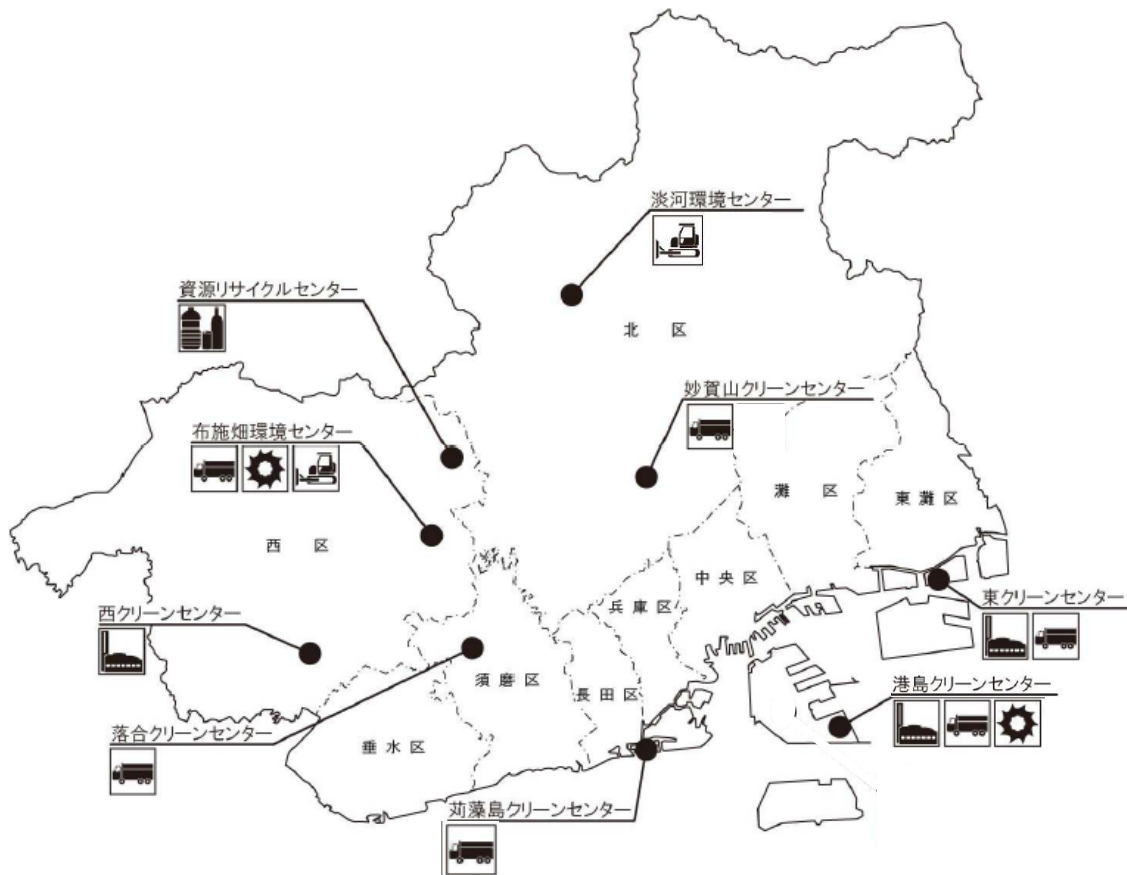


図1.1.1 施設配置図



焼却施設

名称	所在地	設備能力
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	900t/日 (300t/24h×3基)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	600t/日 (200t/24h×3基)
西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番瀬74-1	600t/日 (200t/24h×3基)



中継施設

名称	所在地	中継方式	対象となる収集物
東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1-7	ピット方式	燃えないごみ、大型ごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	ピット方式	缶・びん・ペットボトル、
苅藻島クリーンセンター	長田区苅藻島町3-12-28	ピット方式	燃えるごみ
落合クリーンセンター	須磨区中落合3-1-1	ピット方式	燃えるごみ
妙賀山クリーンセンター	北区山田町小部字妙賀山1-1	ピット・ヤード方式	燃えないごみ、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチック
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	ヤード方式	容器包装プラスチック



破碎施設

名称	所在地	設備能力	対象となる廃棄物
布施畑環境センター 破碎選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	300t/日 (150t/5h×2基)	燃えないごみ、大型ごみ (木質系廃棄物除く)
港島クリーンセンター	中央区港島中町9-12	20t/日 (10t/5h×2基)	木質系廃棄物



選別・圧縮施設

名称	所在地	設備能力
資源リサイクルセンター	西区見津が丘1-9	90t/日 (45t/5h×2基)



最終処分場

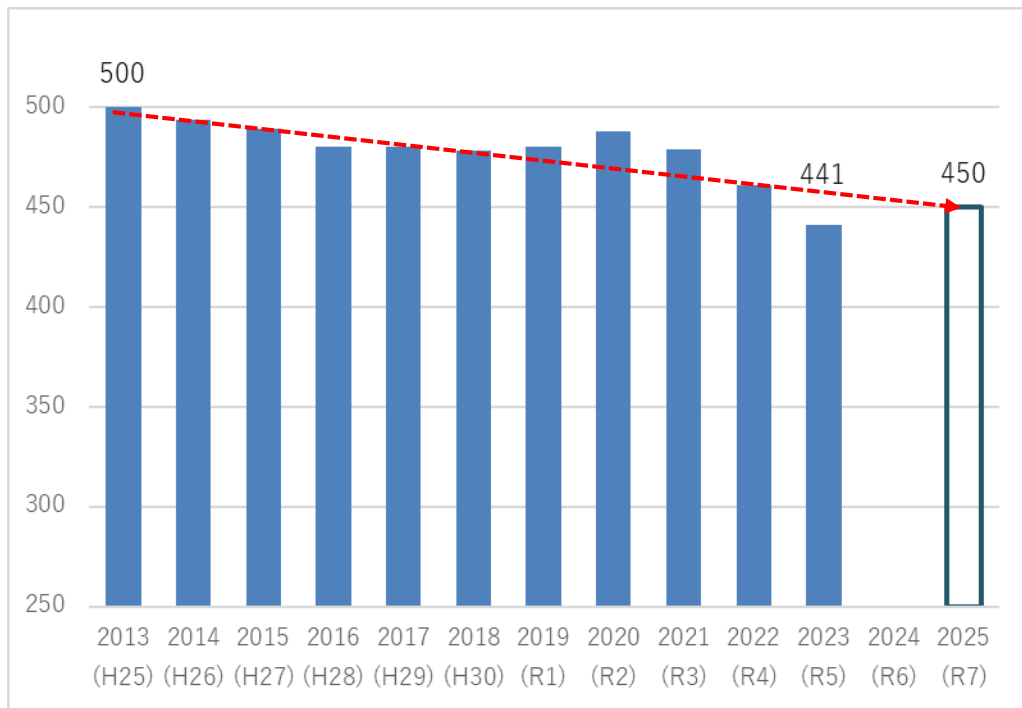
名称	所在地	埋立容積	残余容量 (2023年度末時点)	埋立対象物
布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑1172-2	23,500千㎡	4,180千㎡	不燃性残渣
淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700千㎡	5,540千㎡	不燃性残渣
大阪湾圏域広域処理場整備事業 (7エックス事業) 神戸沖埋立処分場	東灘区向洋町	15,000千㎡		焼却灰

3 前計画の総括

目標指標の達成状況

家庭系ごみ1人1日あたり排出量

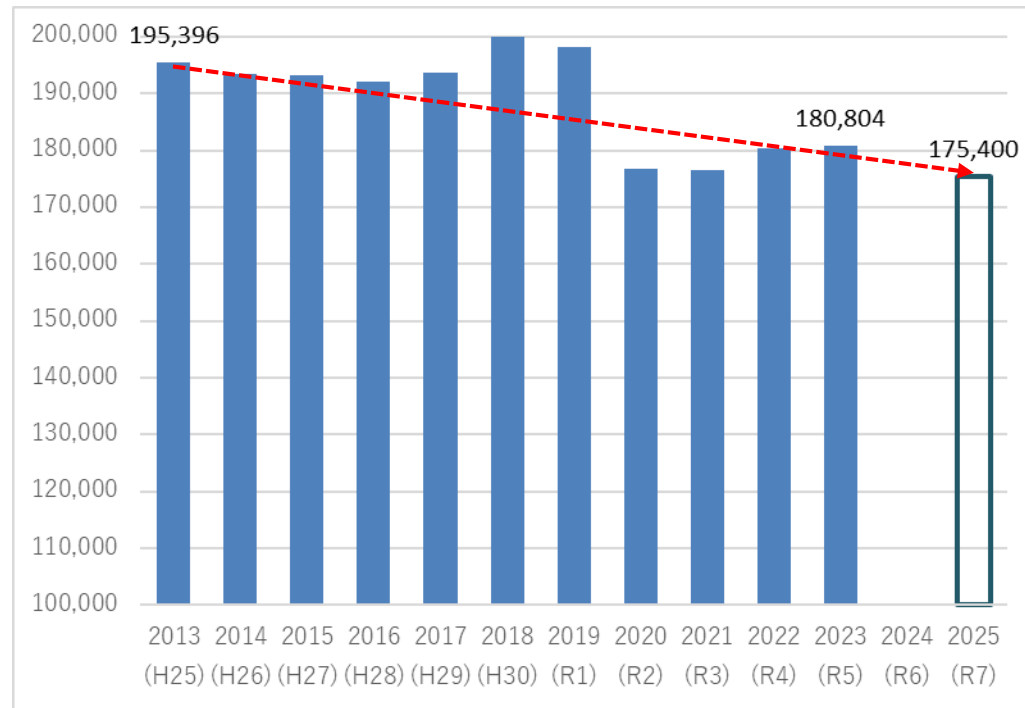
(単位：g/人・日)



減少傾向で推移しており、2019～2021年度に一時的に増加したが、減量・資源化の進展等により、再度減少に転じ、2023年度時点で目標の450g以下を達成。

事業系ごみ総排出量

(単位：t)

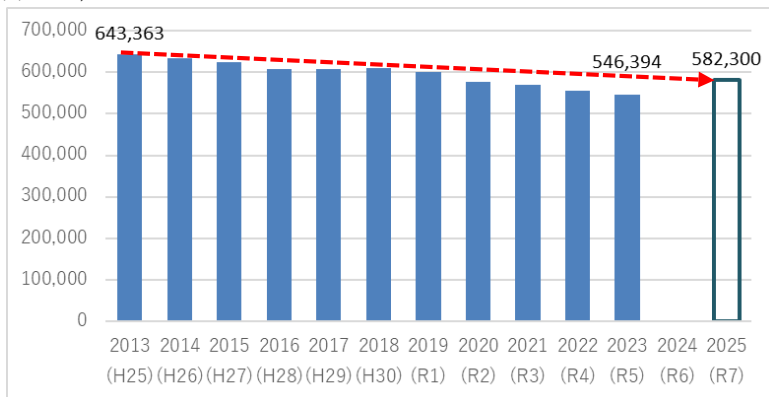


2019年度まで削減が厳しかった、2020・2021年度に大幅に減少したのち、増加したものの、おおむね目標を達成する見込み。

3 前計画の総括

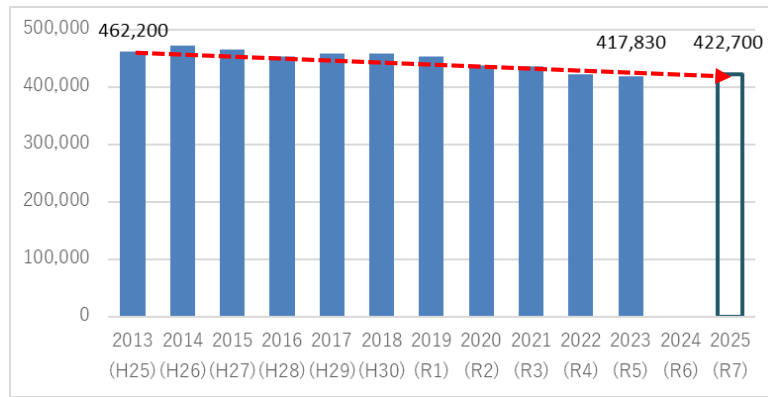
参考指標の達成状況

(単位：t)



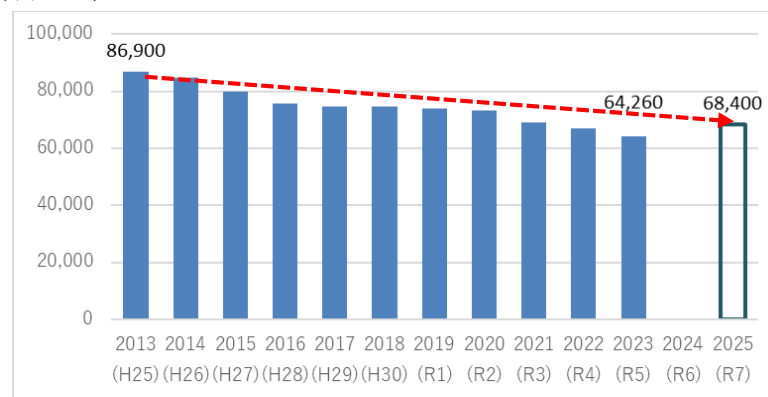
発生量

(単位：t)



焼却量

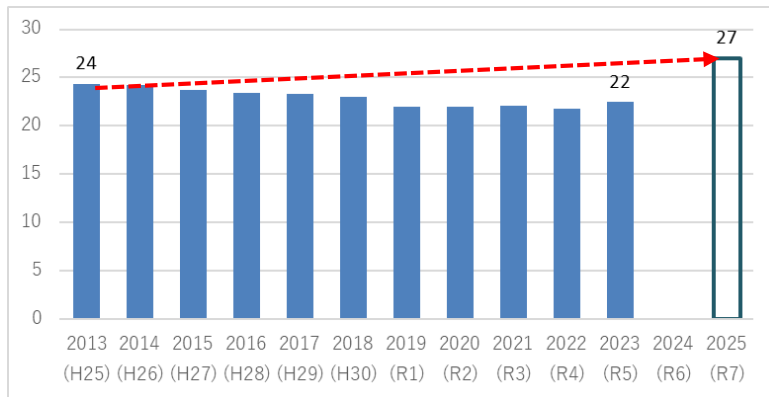
(単位：t)



最終処分量

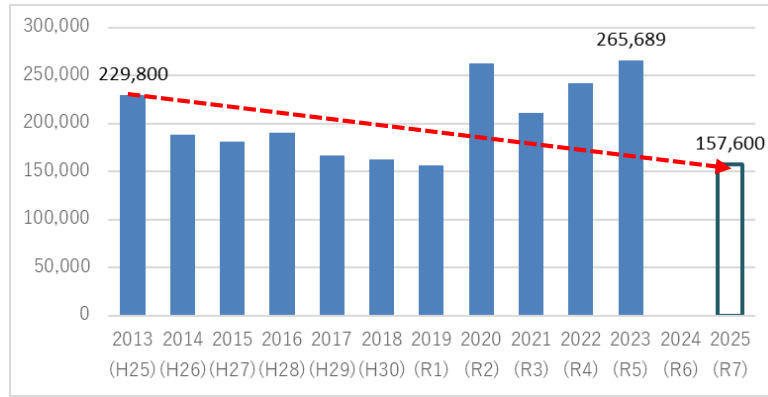
・人口減少や減量・資源化の進展により、「発生量」「焼却量」「最終処分量」が減少し、目標達成の見込み。

(単位：%)



資源化率

(単位：t)



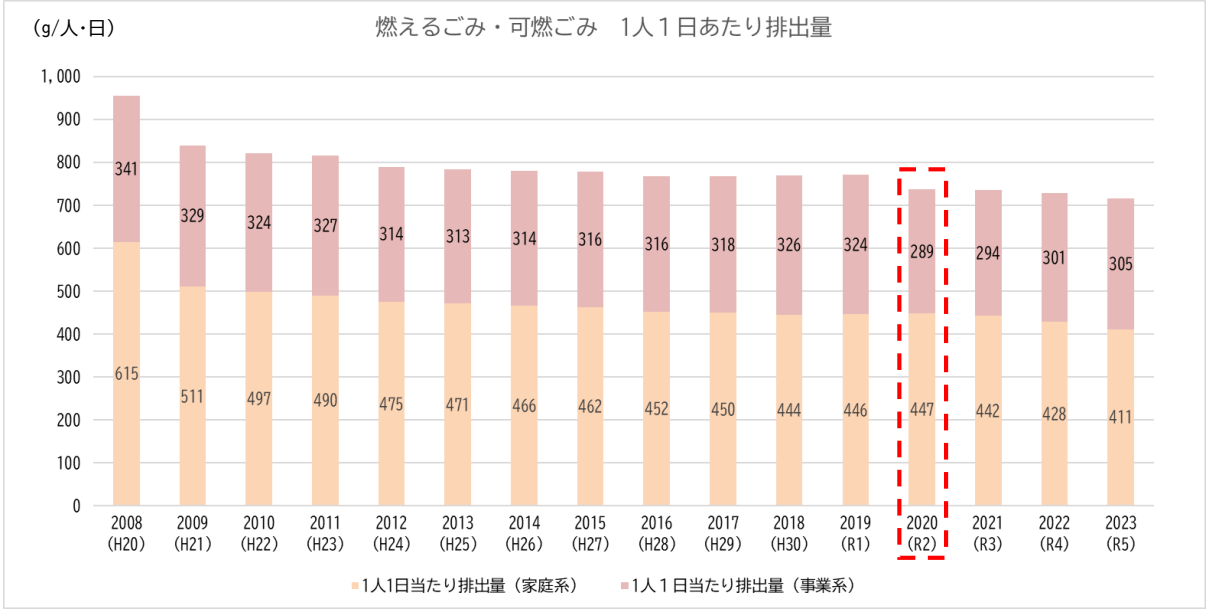
温室効果ガス排出量

・ペーパーレス化社会の浸透などにより、排出・回収される古紙が大幅に減少するなど、資源化率は微減傾向。

・焼却量は減少しているものの、測定対象となるプラスチック類等の割合・量の増などにより基準年度（2013）を超過。

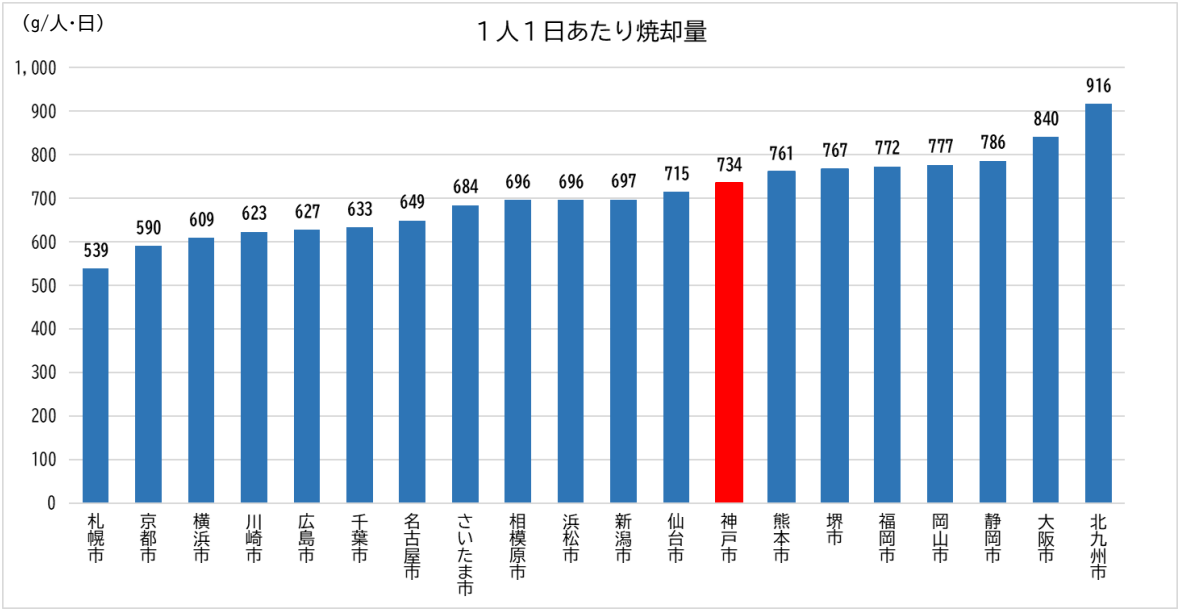
4 ごみの現状

「燃えるごみ・可燃ごみ」排出量の推移



燃えるごみ（家庭系）・可燃ごみ（事業系）の1人1日あたりの排出量は減少傾向。

他都市との比較（1人1日あたり焼却量）

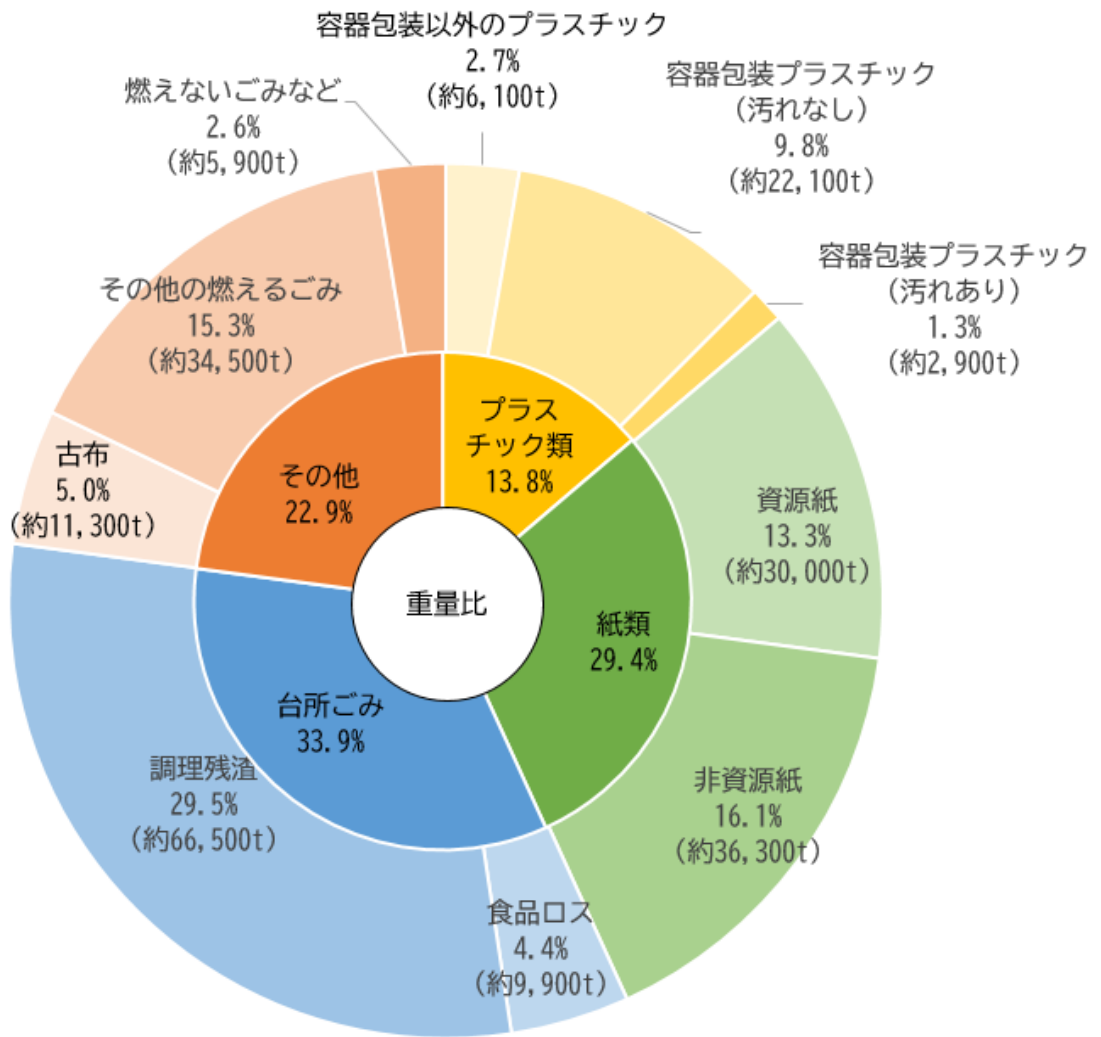


出典：環境省一般廃棄物実態調査【2020(令和2)年度】

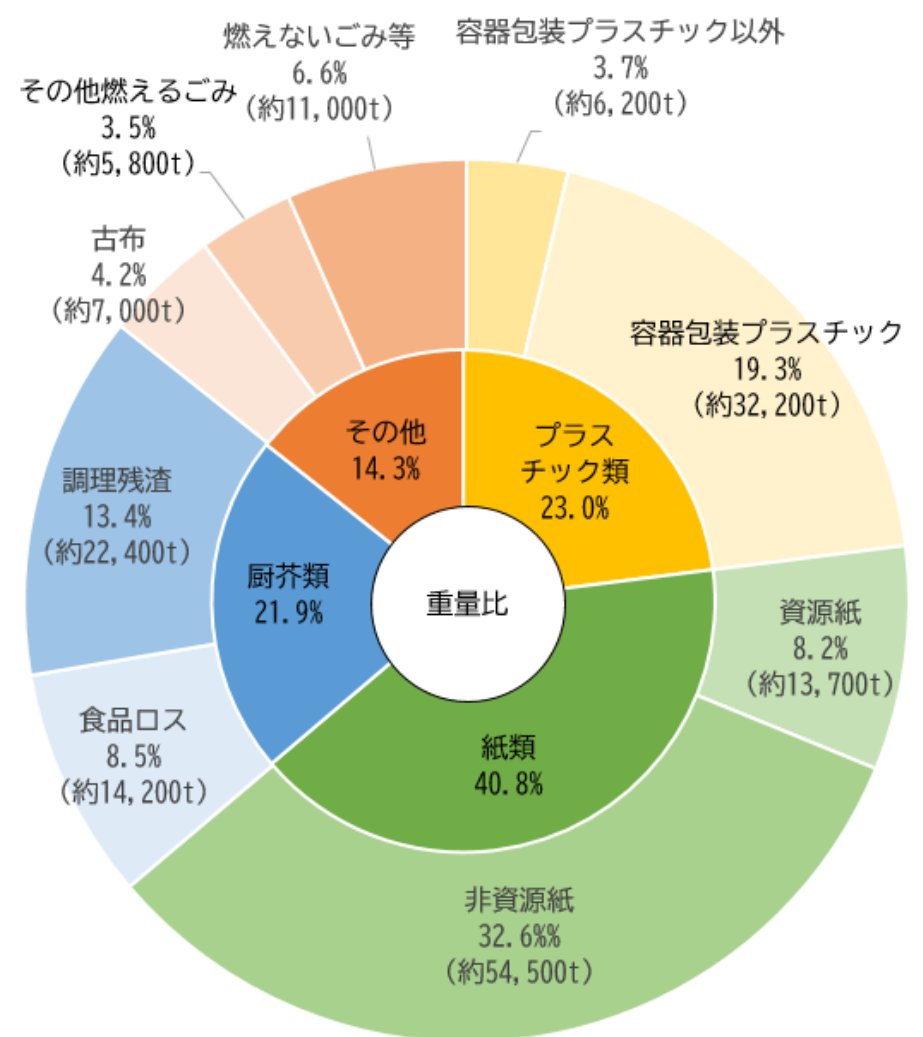
環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画」における目標
1人1日あたり平均排出量（焼却量）
2030(令和12)年度：約580g/人・日（2020(令和2)年度比16%減）

4 ごみの現状

「家庭系ごみ・燃えるごみ」の組成



「事業系ごみ・可燃ごみ」の組成



※2023(令和5) 年ごみ収集量に2024(令和6) 年組成調査結果の割合を乗じて算出

5 ごみ処理の将来像

基本理念

「もったいない」で、ひと・まち・資源がつながる・まわりつづける

- ・ 製造者・販売者・消費者・再商品化する者、あらゆる主体が、持続可能なかたちで、令和版「もったいない」を追求
- ・ 安定性と効率性・経済性を両立することで、真に持続可能な一般廃棄物施策を展開
- ・ 天然資源の投入量削減や温室効果ガス排出抑制により、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブに貢献

基本方針（ごみの減量と資源の循環「一般廃棄物の減量・資源化と適正処理」）

生産・流通・消費・廃棄などの全ての段階において、市民・事業者・行政がごみの発生抑制と資源の循環的利用を図りつつ、資源の高付加価値によって循環経済を促進し、環境と経済の好循環を実現します。

(1) 徹底的な減量・資源化の推進

- ✓ 2 R（リデュース・リユース）と分別の推進によるごみ排出量の徹底的な減量
- ✓ プラスチック類が資源としてまわり続けるリサイクルの推進
- ✓ 食品廃棄物や資源化可能な紙類のリサイクルの推進

(2) 廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理

- ✓ ごみの適正処理の周知徹底
- ✓ 不法投棄・持ち去り防止対策
- ✓ ごみ処理体制の効率化
- ✓ ごみ焼却の熱を利用した発電による、電力の地産地消
- ✓ 他自治体との広域連携の構築
- ✓ 災害発生時の適正かつ円滑な処理

「循環経済」とは、資源の消費を抑えつつ、製品の製造時からあらかじめ再利用などに配慮しておくことで、資源循環と経済成長を両立させるシステムです。



5 ごみ処理の将来像

ごみ排出量の将来推計

近年、景気や物価の影響など社会情勢による市民の消費行動や事業者の生産活動への影響もあり、全国的にごみ発生量が抑制されています。本計画の計画期間は10 年間ですが、将来の景気動向等が不確定であることから、将来的にはトレンドを逸したごみ発生量となる場合も考えられます。「単純推計」として、2023(令和5)年度の原単位で推移すると仮定し、人口増減のみを反映したうえで、「トレンド推計」では、直近のごみ量の変化を加味し、その範囲に将来ごみ発生量があてはまるものと一旦仮定します。

		単純推計			トレンド推計	
区分		実績	将来推計	増減率	将来推計	増減率
年度		2023(R5)	2035(R17)	2035/2023	2035(R17)	2035/2023
人口		1,502千人	1,380千人	91.9%	1,380千人	91.9%
ごみ発生量 (A+B+C)		546,336トン	521,237トン	95.4%	478,327トン	87.6%
排出抑制量 (A)		96,659トン	93,378トン	96.6%	76,364トン	79.0%
	集団回収	34,207トン	31,430トン	91.9%	14,832トン	43.3%
	店頭回収	6,215トン	5,711トン	91.9%	12,530トン	201.6%
	大規模事業所ごみ (減量計画書・資源化した量)	56,237トン	56,237トン	100.0%	49,002トン	87.1%
家庭系ごみ量 (B)		268,873トン	247,055トン	91.9%	228,674トン	85.0%
	燃えるごみ	225,351トン	207,064トン	91.9%	184,386トン	81.8%
	燃えないごみ	11,609トン	10,666トン	91.9%	13,039トン	112.3%
	大型ごみ	5,656トン	5,197トン	91.9%	6,952トン	122.9%
	缶・びん・ペットボトル	17,005トン	15,627トン	91.9%	15,012トン	88.2%
	容器包装プラスチック	9,252トン	8,501トン	91.9%	9,285トン	100.4%
事業系ごみ量 (C)		180,804トン	180,804トン	100.0%	173,289トン	95.8%
	可燃ごみ	167,087トン	167,087トン	100.0%	158,670トン	95.0%
	粗大 (不燃) ごみ	9,415トン	9,415トン	100.0%	9,777トン	103.8%
	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル)	4,302トン	4,302トン	100.0%	4,842トン	112.6%
ごみ排出量 (B+C)		449,677トン	427,859トン	95.1%	401,963トン	89.4%

5 ごみ処理の将来像

目標設定

将来人口予測に基づく 1 人・1 日あたりごみ排出量（家庭系燃えるごみ、事業系可燃ごみ）の16%削減

参考）環境省：第5次循環型社会形成推進基本計画

1 人 1 日あたりごみ焼却量（家庭系、事業系）：580g/人・日（10か年で16%削減）

目標指標と目標値

	基準年度 (2023年度)	最終年度 (2035年度)	目標値
1 人・1 日あたりごみ排出量 (家庭系燃えるごみ、事業系可燃ごみ)	716g/人・日	600g/人・日	基準年度から 1 6 %削減

※トレンド推計による 1 人・1日あたりごみ排出量（2035年度）

（家庭系：184,386t+ 事業系：158,670t）÷1,379,753人÷365日 = 681g/人・日

6 目標達成に向けた施策

施策体系

方向性

基本方針 1（徹底的な減量・資源化の推進）

- ・まずは減量（2R）を実施、次いで資源化（リサイクル）を実施
- ・技術的・経済的に資源化が困難なものに限り、焼却・埋立
- ・資源化すべきものの資源化（排出ルール徹底・指導・啓発）
- ・資源化可能なものの資源化（排出ルール見直し）

- 施策 1：リデュース、リユース、リサイクルによる環境負荷の低減
- 施策 2：まわり続けるリサイクルの推進
- 施策 3：生ごみの削減、資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進
- 施策 4：環境美化の推進

基本方針 2（廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理）

方向性

- ・人口減少やごみの減量・資源化の進展を前提に、地方自治体としての責務である公衆衛生の確保・適正処理を果たす
- ・安定性・冗長性と効率性・経済性を両立しながら持続可能なかたちで、収集、運搬、処理、処分の必要な施設・体制を確保
- ・将来世代のため、長期的・総合的な視点から、時代の変化に適応しうる廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理を進める

- 施策 1：ごみの収集、運搬、処理、処分に必要な施設・体制の確保
- 施策 2：エネルギーの効率的な活用に向けたごみ処理施設の整備
- 施策 3：ごみ処理の広域的体制の構築
- 施策 4：災害時における連携体制の強化と適正かつ円滑な処理の実施

推進体系

ごみの減量化や資源化に取り組み環境負荷の少ない、持続可能な循環型社会の実現を目指し、市民・事業者・行政等の多様な主体が個々に行動するのみならず、互いに連携・協働して取り組んでいきます。

また、少子・高齢化の進展を見据えて、効率的な自治体運営を図るため、近隣自治体と連携し、ごみ処理の広域化を図ります。

取組の視点

持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえた施策に取り組みます。



6 目標達成に向けた施策

基本方針 1（徹底的な減量・資源化の推進）

施策 1：リデュース、リユース、リサイクルによる環境負荷の低減

- ・リユースプラットフォームや不要品情報の投稿サイトの活用を推進し、市民への意識醸成を図るとともに機会の創出を図ります
- ・地域で取り組む「資源集団回収」やスーパー等の「店頭回収」を促進・活用するなど、リサイクルによる環境負荷の低減を図ります
- ・市内の事業者と協力して、「てまえどり」を推進します

施策 2：まわり続けるリサイクルの推進

- ・質の高いリサイクルを目指すエコノバ（資源回収ステーション）を拡充・推進します
- ・使用済みのつめかえパックを再びつめかえパックに戻す水平リサイクルを目指す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や使用済みペットボトルを新しいペットボトルに再生する「ボトルtoボトルリサイクル事業」を推進します

施策 3：生ごみの削減、資源化可能な紙類・プラスチック類等の資源循環の促進

- ・台所ごみのうち約 7 割を占める水分を減量するため「水切り運動」を推進します
- ・土の中の微生物の力で生ごみを分解する「こうべキエーロ」を推進します
- ・燃やすごみとして焼却処理されている資源化可能な紙類・プラスチック類等の減量・資源化を図ります

施策 4：環境美化の推進

- ・行政と地域の協働による「美しいまちづくり」を進めるため、クリーン作戦の支援を図ります
- ・「スマートごみ容器」の活用により、ばい捨ての防止やまちの美観維持を図ります
- ・海洋プラスチック問題となるプラスチックごみの陸域から河川及び海洋への流出を抑制するため市民への意識啓発に取り組みます
- ・不法投棄に対する監視体制を強化することで未然防止に努め、また、資源物の持ち去り行為の撲滅に努めます

手法①市民、事業者の行動変容を促す情報発信の推進に取り組めます

手法②学校と連携した子どもたちへの環境教育の推進や幅広い年齢層に対応した学習プログラムの充実を図ります

6 目標達成に向けた施策

基本方針 2（廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理）

施策 1：ごみの収集、運搬、処理、処分に必要な施設・体制の確保

- ・焼却施設の 3 C C 体制と中継施設を活用した効率的で安定的な処理を図り、適正な管理・運営に努めます
- ・国の財政支援を最大限に活用した施設整備を行い、施設の適正配置を図ります
- ・D X を活用した収集体制の適正化、収集作業の円滑化・効率化の促進を図ります
- ・ごみの減量・資源化の状況などを踏まえ、処理費用の負担の見直しを総合的に検討します
- ・最終処分量の削減に努め、最終処分場の適正な管理・運営に取り組み、引き続き大阪湾フェニックス事業への参画を行います
- ・高齢や障がいなどによってごみ出しができないごみ出し困難者に対し、ごみ出し支援の体制整備を図ります

施策 2：エネルギーの効率的な活用に向けたごみ処理施設の整備

- ・ごみ発電のエネルギーの地産地消を進め、脱炭素化を図ります
- ・収集運搬や中間処理のごみ処理工程における温室効果ガス排出量の削減を進めます

施策 3：ごみ処理の広域的体制の構築

- ・芦屋市との可燃ごみの処理の連携により、脱炭素・環境負荷の低減を図ります
- ・近隣市との資源化処理施設の広域連携に向けた検討を進めます

施策 4：災害時における連携体制の強化と適正かつ円滑な処理の実施

- ・災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、神戸市災害廃棄物処理指針の運用を適切に行えるよう適宜見直します
- ・兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定により、周辺自治体との連携強化を図ります
- ・関係機関との連携強化を図り、災害発生時も安定的にごみ処理を行える体制を構築します

7 ごみ処理の方向性

収集・運搬計画

家庭系一般廃棄物

1) 基本的な考え方

- ・生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、適切に収集運搬を行います。
- ・排出量を考慮しながら、適切な収集形態、収集回数、収集体制等を確保していきます。
- ・効率的な体制を維持するとともに、中継地を活用して小型車両から大型車両に積み替えを行うなど、環境負荷の低減に努めていきます。

2) 収集運搬の方法

- ・原則、クリーンステーション収集とし、大型ごみは電話申込み制での戸別収集（有料）とします。

3) 自分で持ち込む場合（有料）

- ・市の各処理施設に持ち込む場合、申請手続きと搬入手数料が必要です。

4) 排出困難者への対応

- ・高齢者や障がい者などの単身世帯においてごみの排出が困難となっている現状を踏まえ、ひまわり収集や大型ごみの持ち出し支援等を継続します。

5) 資源集団回収や地域の回収拠点

- ・行政が設置している資源物の回収拠点の拡充を図るとともに、地域団体等による資源集団回収やスーパーマーケットなど小売店での店頭回収などを活用したりサイクルを推進します。

事業系一般廃棄物

- ・市の処理施設に自ら持ち込む※か、収集許可を受けた事業者へ委託する必要があります。

※事業系有料指定袋に入っていれば搬入手数料は不要です。

7 ごみ処理の方向性

中間処理計画

1) 基本的な考え方

市民の良好な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等に基づく基準を遵守し、安全・安心な適正処理を行います。将来のごみ量予測や地理的特性、収集時間、維持管理、災害等を考慮し、適切に施設を配置することで、ごみを安定的に適正処理します。各施設は、十分な点検・補修期間を確保し、適切に運転・管理していきます。さらに、機能回復及び大規模改修工事を適切に行い、できる限り施設の長寿命化を図りながら、ファシリティマネジメントを推進します。すべての焼却施設において焼却熱を利用したごみ発電を行います。災害等の緊急時も安定的に対応できる廃棄物処理システムづくりを検討していきます。また、民間の中間処理施設については、適正に処理・資源化が可能となるよう、引き続き協力・指導していきます。焼却施設において、既存施設能力を有効活用し、広域処理を行うことで、圏域の脱炭素・環境負荷低減に貢献します。

2) 中間処理施設の整備

当面、複数の焼却施設・中継施設などを活用した効率的な収集・処理体制（ネットワーク）を維持・構築していきます。老朽施設については、建て替えや集約化の検討を行います。貯留機能の確保や非常用電源等の整備により、災害等緊急時にもできるだけ安定処理を継続できるよう取り組みます。

7 ごみ処理の方向性

最終処分計画

1) 基本的な考え方

最終処分量の削減に努め、限りある埋立処分地（環境センター・大阪湾フェニックス）を長期にわたって使用していきます。

2) 最終処分方法

当面は現行の最終処分方法を継続します（表5.4.1）。

表5.4.1 将来の最終処分方法

分別区分	最終処分の方法
不燃性残渣	環境センターにて適正に埋立処分します
焼却残渣	大阪湾フェニックスに埋立処分します

3) 最終処分場

市環境センターでは、排水処理設備等の点検・補修・更新を適切に行うことで、周辺環境に配慮した、安定運転・管理を行います。

8 食品ロス削減の推進

食品ロス削減推進計画

1) 背景

国においては、2030年度までに2000年度比で家庭から排出される食品ロスを半減、事業所等から排出される食品ロスは60%減とすること、また、食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とすることが目標として掲げられています。

本市においては、家庭系・事業系ともにおおむね目標を達成する見込みです。

【家庭系（家庭から出る食品ロス）】

目標：市民1人1日当たり2025年度までに2013年度比で半減（33g/人・日→17g/人・日） → 2023年度：16.36g/人・日

【事業系（小売店や飲食店から出る食品ロス）】

目標：食品ロスを含む厨芥類等の資源化可能な事業系ごみを2025年度までに2013年度比で20,000トン（10%）削減

→ 2023年度の事業系ごみ削減量は約15,000トン（7.5%）（うち食品ロス削減量約9,500トン）

2) 目指すべき将来像

- ・市民が食品ロスを自分の問題と捉え、買い物から保存、調理、食事、在庫管理に至るまで、「もったいない」という気持ちをもって、適量購入・調理や在庫管理、食べきりが習慣的に、あたりまえにできている
- ・スーパーマーケットやコンビニ、飲食店等においても、食品ロスが出ない工夫が行われ、市民も協力している

3) 2035年度目標

- ・家庭系：市民1人1日あたりの食品ロスの排出量を16g/人・日の維持
- ・事業系：事業所等から排出される食品ロスを2000年度比70%減

4) 計画の基本方針

1. 発生抑制の推進		2. 余剰食品・未利用食品の有効活用
家から出る食品ロスを減らす	お店から出る食品ロスを減らす	
(1) 食品ロスの見える化 (2) 食品在庫の上手な管理	(3) 小売店での販売期限切れによる廃棄を減らす (4) 食品ロス削減に取り組むお店を増やす	(5) フードドライブ (6) 廃棄されそうな食品の流通促進

9 生活排水処理

生活排水処理基本計画

1) 現状

- 2023（令和5）年度末現在の汚水処理人口普及率（現行計画上は「生活排水処理率」となっています）は99.8%。
- 公共下水道は2005（平成17）年度、農業集落排水処理施設は2008（平成20）年度に整備が概ね完了。

2) 方針

- 今後、市街化区域においては公共下水道の整備を、市街化調整区域においては合併処理浄化槽への転換をはじめ、地域の実態に応じた生活排水処理事業を推進していきます。

3) 計画

- 2035（令和17）年度を目標年度として、汚水処理人口普及率100%を目指します。

4) 合併処理浄化槽への転換の推進

- 国の循環型社会形成推進交付金を活用し、浄化槽設置整備事業（国の交付金に市が上乗せして補助）により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換等を進めていきます。

し尿・浄化槽汚泥処理基本計画

1) 現状

- 本市では、家庭系し尿については、市と契約した民間事業者が収集を行っています。事業系し尿については、全て許可業者が収集しています。また、浄化槽汚泥の収集運搬についても、許可業者が浄化槽清掃とあわせて実施しています。
- 収集したし尿及び浄化槽汚泥は、全て高松作業所において前処理後、中央水環境センターに投入し、処理されています。

	2024（令和6）年度 （実績）	2035（令和17）年度 （見込み）
家庭系し尿	1,336	1,110
事業系し尿	799	900
浄化槽汚泥	16,991	16,000
合 計	19,126	18,000

〔し尿及び浄化槽汚泥の排出状況及び2035（令和17）年度での排出見込量〕

2) 方針

- 災害時にも、衛生的かつ迅速なし尿収集を行えるように、平常時から安全・安心な収集処理を行います。